

置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設
(余熱利用施設)

指定管理者応募要項

令和5年9月

置賜広域行政事務組合

《 目 次 》

1	指定管理者の役割	1
2	公募の概要	
(1)	指定期間	1
(2)	指定管理者の公募及び選定の方式	1
(3)	選定結果の通知及び公表	1
(4)	仮協定の締結	1
(5)	協定の締結	1
(6)	事務局	1
3	応募の資格	1
4	施設の概要	
(1)	概要	2
(2)	コンセプト	2
5	管理の基準	
(1)	開業時間	2
(2)	休業日	3
(3)	利用の許可	3
(4)	利用の制限	3
(5)	利用条件の変更、停止及び許可の取り消し	3
(6)	利用料金	3
(7)	利用料金の免除	5
(8)	指定施設の修繕等の実施区分	6
(9)	管理に係る指定管理料	6
6	業務の範囲	
(1)	指定施設の運営及び事業に関する業務	7
(2)	指定施設の管理に関する業務	7
(3)	その他業務	7
(4)	留意事項	7
7	公募に関する事項	
(1)	公募及び選定スケジュール	7
(2)	公募の手続き	7

8	応募に関する事項	
(1)	応募者	9
(2)	申請の手続き	9
(3)	留意事項	10
9	経理に関する事項	
(1)	指定管理料の支払い	10
(2)	区分会計の独立	10
(3)	管理口座	10
(4)	収入として見込まれるもの	11
10	選定に関する事項	
(1)	審査方法	11
(2)	書類審査	11
(3)	提案審査	11
(4)	審査委員会	12
11	選定結果に関する事項	
(1)	基本的事項	12
(2)	公表の方法	12
12	リスク分担に関する事項	12
13	賠償責任と保険の加入	
(1)	賠償責任	13
(2)	保険の加入	13
14	協定に関する事項	
(1)	基本的な考え方	13
(2)	協定内容	13
(3)	協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	14
(4)	指定の取り消し等	14
15	事業報告等及び実績評価に関する事項	
(1)	事業報告書の提出	14
(2)	事業報告の聴取	14
(3)	実績評価の実施	14
(4)	業務の基準を満たしていない場合の措置	14
16	関係法規の遵守	
(1)	法令等について	14
(2)	特に注意すべき事項	15
17	その他	15

1 指定管理者の役割

指定管理者は、置賜広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が要求する業務の仕様に基づいて、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）（以下「指定施設」という。）の効率的かつ効果的な運営を図るとともに、利用者に対してより良いサービスの提供に努めるものとします。

また、民間事業者のノウハウを活用し、置賜圏域住民の広域的な交流を図りながら、住民の健康保持及び増進並びに環境共生の心を育む施設となるよう努めるものとします。

2 公募の概要

(1) 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

(2) 指定管理者の公募及び選定の方式

指定施設指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を採用し、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者が提出した書類にプレゼンテーションを加味して審査を行い、交渉権者として上位2者を選定します。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に対して速やかに通知します。また、選定の結果については、本組合のホームページにて公表します。

(4) 仮協定の締結

本組合は、第1順位の交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理候補者として仮協定を締結します。ただし、第1順位の交渉権者と協議が成立しない場合には、第2順位の交渉権者と仮協定を締結する協議を行います。

(5) 協定の締結

本組合は、仮協定を締結した指定管理候補者を議会の議決を経て正式に指定管理者として指定し、本協定を締結します。

(6) 事務局

プロポーザルの事務局は、次のとおりとします。

ア 住所	〒992-0012 山形県米沢市金池三丁目1番55号
イ 名称	置賜広域行政事務組合事務局総務課企画財政係
ウ 電話番号	0238-23-3241
エ FAX 番号	0238-24-4659
オ E-mail	プロポーザル説明会時に通知します。

3 応募の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県内に、本社、本店等のある者であること。
- (2) 単一の法人であること。
- (3) 過去5年以内に類似施設（プール、ジム、スタジオすべてを有する。）の運営実績が2年以上あること。
- (4) 専任の職員を配置できること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (6) 国、山形県または本組合の構成市町（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町及び小国町）のいずれからも指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) プロポーザル説明会に参加した者であること。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 施設の概要

(1) 概要

- ア 名称 置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）
- イ 位置 山形県東置賜郡高畠町大字夏茂3030番地
- ウ 規模等
 - 【敷地】 面積 40,904.90㎡
 - 【建物1】 延床面積 2,503.38㎡
 - 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - 【建物2】 延床面積 66.76㎡（休憩所）
 - 構造 木造1階建
- エ 構成等
 - 【屋内施設】 温水プール、浴室、トレーニング室、スタジオ及び研修室
 - 【屋外施設】 パークゴルフ場、芝生広場、休憩所
- オ 見取図 別紙平面図参照

(2) コンセプト

- ア 置賜の広域交流拠点（冬季の克雪、誰でも自由に楽しめる施設、置賜の住民の交流）
- イ 健康保持、増進（健康に対するニーズの高まり、「心身の健康づくり」、「心の健康づくり」をサポートする）
- ウ 環境共生（豊かな自然の中で、多世代間交流、余熱を活用した環境に優しい施設、資源の大切さを体感できる施設）

5 管理の基準

指定施設の屋内施設は、主に電気を利用した設備になっており、原則として隣接千代田クリーンセンターごみ焼却施設（以下「焼却施設」という。）のごみ焼却余熱を利用して発電した電気であり、無償で利用できます。ただし、焼却施設は、年間計25日間程度（5月ゴールデンウィーク10日間程度、11月上旬頃15日間程度）ごみ焼却設備を停止し、施設修繕を行うため、電気の供給ができなくなります。

(1) 開業時間

指定施設の開業時間は、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成20年8月8日条例第4号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号の規定により次のとおりです。なお、同条第2項の規定により、指定管理者は、その基準の範囲内で、あらかじめ置賜広域行政事務組合理事会（以下「理事会」という。）の承認を受けて開業時間を定めることができます。

ア 屋内施設

- ① 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、土曜日及び日曜日にあつては、午前9時から午後9時までの範囲内で8時間以上

② 上記以外の日にあつては、午前10時から午後10時までの範囲内で10時間以上
イ 屋外施設（パークゴルフ場に限る。以下同じ。）

午前7時から午後7時までの範囲内で8時間以上

(2) 休業日

指定施設の休業日は、条例第4条第1項第2号の規定により次のとおりです。

なお、同条第2項の規定により、指定管理者は、その基準の範囲内で、あらかじめ理事会の承認を受けて休業日を定めることができます。

ア 屋内施設

① 月曜日（その日が休日である日を除く。以下同じ。）

② 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

③ 1月5日から12月28日までの期間で18日以内

イ 屋外施設

① 月曜日（その日が休日である日を除く。以下同じ。）

② 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで

③ 4月1日から11月30日までの期間で6日以内

(3) 利用の許可

条例第6条の規定に基づいて行うものとします。

(4) 利用の制限

条例第7条に該当する場合は、利用を許可しないことができます。

(5) 利用の条件の変更、停止及び許可の取り消し

条例第9条に該当する場合は、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、または利用を停止することができます。

(6) 利用料金

ア 利用料金制の導入

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制を採用します。

指定施設の管理から生ずる利用料金等（指定施設の利用料金や自主事業の料金等）は、指定管理者が指定施設を管理していくための管理経費に充てることとし、指定管理者の収入とします。このため、指定管理者にとっては、本組合からの指定管理料と利用料金等の収入をもって、施設を管理することとなります。

	A 従来の受託者収支		利用料金制による指定管理者の収支			
			B 協定により決定		C 利用が10増えると	
収入	委託料	100	指定管理料	30	30	30
	使用料等	組合へ	利用料金	70	(70+10) 80	(70-20) 50
	計	100	計	100	110	80
支出	管理経費	90	管理経費	90	90	90
	利益	10	利益	10	(10+10) 20	(10-20) △10
	計	100	計	100	110	80

- A：委託料「100」を受け取り、経営努力により「10」の利益を受け取ります。
- B：年間の利用料金を「70」と見込み、指定管理料を「30」として、本組合と指定管理者が協定を締結した場合において、事業終了後には、指定管理者の経営努力により「10」の利益を生み出したことを示したものです。
- C：Bと同様、年間の利用料金を「70」と見込み、指定管理料を「30」とした場合において、事業終了後に経営努力により「20」の利益を生み出したことを表しています。つまり、指定管理者の成果として、利用料金が増収となれば、その利益が指定管理者にもたらされることを示したものです。
- D：Cとは逆に、指定管理者の成果が上がらず、利用料金が当初の見込みまで至らなかった場合は、その損失は指定管理者に帰属することを示したものです。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、条例第10条第2項の規定により、次に示す範囲内において、指定管理者が理事会の承認を受けて定めるものとします。

① 施設（貸出用具）利用料金

区 分		利用単位	利用料金
温 水 プ ール	大人	1人1回 につき	510円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		260円
	幼児		110円
浴 室	大人	1人1回 につき	510円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		260円
	幼児		110円
トレーニング室	大人	1人1回 につき	510円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		260円
	幼児		110円
ス タ ジ オ	大人	1人1回 につき	510円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		260円
	幼児		110円
パークゴルフ場	大人	1人1回 につき	510円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		260円
	幼児		110円
パークゴルフ用具		1式	310円

備考 1 1回とは、屋内施設にあつては入場から退場まで、パークゴルフ場にあつては27ホールをいう。

2 3歳未満の幼児の利用は、無料とする。

② 専用利用料金

区 分		利用単位	利用料金
温 水 プ ー ル	大人	1 コース	3,060円
	小学校及び中学校の児童又は生徒	1 時間に	1,530円
	競技会専用	つき	1,020円

③ 講習会または教室利用料金

区 分		利用単位	利用料金
温 水 プ ー ル	大人	1 人 1 回 につき	1,230円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		
	幼児		
ト レ ー ニ ン グ 室	大人	1 人 1 回 につき	1,230円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		
	幼児		
ス タ ジ オ	大人	1 人 1 回 につき	1,230円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		
	幼児		
パ ー ク ゴ ル フ 場	大人	1 人 1 回 につき	1,230円
	小学校及び中学校の児童又は生徒		
	幼児		

【利用料金制の利点】

利用料金制は、指定管理者が自らの収入として利用料金を収受できることから、指定管理者のインセンティブ（意欲を刺激すること）が高まることとなります。そのため、指定管理者の経営手腕が発揮されやすく、サービスの向上をもたらすとともに利用の増加につながることから、結果として住民サービスの向上と指定管理者の経済的利益が図られるなどの利点があります。

(7) 利用料金の免除

条例第11条並びに置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）利用料金の減免に関する要綱（以下「減免に関する要綱」とする。）の規定による、減免については次のとおりとします。

減免項目	利用料金の取り扱い
減免に関する要綱 別表第2(1)から(3)の項目 (本組合又は本組合構成市町の事業及び活動等)	本組合が補填
上記以外(身体障がい者、指定管理者が行う事業で必要と認められるもの等)	指定管理者が負担

(8) 指定施設の修繕等の実施区分

業務の実施にあたっては、来館者が快適に指定施設を利用できるよう適切な維持管理を行わなければなりません。それに伴い、計画的な大規模修繕や突発的な修繕等に対応する必要があることから、指定施設の修繕等の実施区分を次のとおり定めることとします。

区分	項目	実施区分		実施区分の考え方
		本組合	指定管理者	
建物	改築または大規模修繕	○		所有者である本組合が必要に応じて実施します。
	上記以外の改築、改装		○	実施にあたっては協議するものとし、主に指定管理者が運営にあたって必要とする場合とします。
	見積額50万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用となります。
機械装置	新設等	協議事項		
	見積額50万円以上の修繕	○	○	指定管理者の責めに帰する場合以外は、本組合の負担とします。
	見積額50万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用となります。
工具、器具及び備品	購入		○	指定管理者が購入します。(本組合の備品として管理)
	修繕		○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用となります。
<p>【基本的な考え方】</p> <p>1 あらかじめ本組合と協議することになるが、原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な維持修繕（見積額50万円未満のもの）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外の指定管理者の責めに帰さない場合は本組合が実施する。</p> <p>2 指定管理者は、建物の改築、改装または修繕、機械装置の新設または修繕及び備品の購入にあたっては、あらかじめ本組合と協議し、承認を受けなければならない。</p>				

(9) 管理に係る指定管理料

指定期間内の指定管理料は、応募者が提出した収支予算書を基本に、本組合と指定管理者の協議により決定します。なお、本組合が算出した指定管理料は、13,600千円とし、応募者が提案する指定管理料の上限とします。

年 度	指定管理料
令和6～10年度	13,600千円/年
5年間の合計	68,000千円

※ 指定管理料に関する算出内訳は、プロポーザル説明会で示します。

6 業務の範囲（詳細は業務仕様書）

- (1) 指定施設の運営及び事業に関する業務
 - ア 施設の利用許可（利用料金の徴収等）
 - イ 施設の維持管理（水質検査等）
 - ウ 施設の利用管理（監視等）
- (2) 指定施設の管理に関する業務
 - ア 保守管理業務
 - イ 環境維持管理業務
- (3) その他業務
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 本組合等関係機関との連絡調整
 - エ 自己評価の実施
 - オ 指定期間終了にあたっての引継業務
 - カ その他日常業務の調整

(4) 留意事項

指定管理者は、業務の全部または主要な部分を第三者に委託し、または請け負わせてはいけません。

7 公募に関する事項

(1) 公募及び選定スケジュール

項目	予定期日
応募要項の配付	令和5年9月11日（月）
プロポーザル説明会の開催	令和5年9月20日（水）
設計図書等の閲覧及び貸出 ※ 設計図書等とは、指定施設の基本設計書及び実施設計図面をいう。	令和5年9月20日（水）
質問書の受付	令和5年9月20日（水）～10月4日（水）
質問書の回答	令和5年10月11日（水）
指定申請書の受付	令和5年10月11日（水）～10月25日（水）
審査委員会による1次審査（書類審査）	令和5年11月6日（月）
審査委員会による2次審査 （プレゼンテーション）	令和5年11月16日（木）
選定結果の通知	令和5年11月下旬頃
仮協定の締結	令和5年12月上旬頃
指定管理者の指定（議会議決）	令和5年12月27日（水）
指定管理者との協定締結	令和6年1月上旬頃
業務の準備	令和6年1月上旬頃
施設の管理運営開始	令和6年4月1日（月）

(2) 公募の手続き

事務局にて閲覧及び申請受付等を行う期間とは、祝日、土曜日及び日曜日を除く、午前9時～午後4時（正午から午後1時を除く。）とします。

ア 応募要項等の配付

- ① 配付開始 令和5年9月11日（月）
- ② 配付方法 本組合ホームページ（<https://www.okikou.or.jp/>）よりダウンロードしてください。

イ プロポーザル説明会の開催

- ① 開催日時 令和5年9月20日（水）
- ② 開催場所 事務局 大会議室
- ③ 申込方法 指定施設のプロポーザル説明会申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、令和5年9月15日（金）まで、持参または郵送にて事務局に申し込んでください。なお、郵送による場合は、期限まで到着したものに限ります。

ウ 設計図書等の閲覧及び貸出（プロポーザル説明会に参加した者に限ります。）

- ① 貸出開始 令和5年9月20日（水）
- ② 貸出場所 事務局

エ 質問書の受付（プロポーザル説明会に参加した者に限ります。）

- ① 受付期間 令和5年9月20日（水）～令和5年10月4日（水）
- ② 受付場所 事務局
- ③ 受付方法 設計図書等及び応募要項等に関する質問書（様式第5号）に質問事項を記入のうえ、持参または郵送にて提出してください。なお、郵送による場合は、期限まで到着したものに限ります。

オ 質問書の回答

質問の有無にかかわらず、プロポーザル説明会に参加したすべての者に、郵送または電子メールにより令和5年10月11日（水）午後4時までに回答します。

カ 指定申請書の受付

- ① 受付期間 令和5年10月11日（水）～令和5年10月25日（水）
- ② 受付場所 事務局
- ③ 受付方法 持参または郵送にて提出してください。なお、郵送による場合は、期限まで到着したものに限ります。

キ 審査委員会による1次審査

提出書類をもとに審査委員会において、非公開で書類審査を行います。

ク 審査委員会による2次審査

プレゼンテーションによる提案審査を行います。

- ① 実施時期 令和5年11月16日（木）（詳細は後日連絡します。）
- ② 実施場所 事務局 大会議室
- ③ 実施方法
 - ・ プレゼンテーションの持ち時間は、20分間とします。
 - ・ プレゼンテーションに際しては、3名の入室を認め、プロジェクター（パワーポイント等）及びホワイトボード等を利用し、説明することを認めます。
 - ・ プレゼンテーションは、公開で行います。ただし、プレゼンテーション参加者は、傍聴できないものとします。
 - ・ 申請者全員のプレゼンテーションが終了するまで、控室からの退出及び携帯電話による外部との連絡を禁止します。
 - ・ 審査委員会は、非公開で行います。

ケ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に対して、令和5年11月下旬に自己の結果のみ郵送等で通知するとともに、概要を本組合のホームページにて公表します。

コ 仮協定の締結

交渉権者との協議を行い、令和5年12月上旬に仮協定を締結します。

サ 指定管理者の指定

令和5年12月27日（水）に議会の議決を経て、仮協定を締結した交渉権者を指定管理者に指定します。

シ 指定管理者との協定締結

令和6年1月上旬に指定管理者と協定を締結します。

ス 業務の準備

協定を締結した後、指定施設の供用開始まで、業務の準備を行っていただきます。但し、現行の指定管理者による指定期間満了が令和6年3月31日となっていることから、機材等の搬入については、現指定管理者及び本組合と十分に調整、協議したうえで行う必要があります。

セ 施設の管理運営開始

令和6年4月1日（月）に指定施設の管理運営を開始します。

8 応募に関する事項

(1) 応募者

ア プロポーザル応募資格

前記「3 応募の資格」で掲げる要件をすべて満たすものとします。

イ プロポーザル応募資格の喪失

次のいずれかに該当する者は、プロポーザル応募資格を取り消すものとします。また、第1順位及び第2順位の交渉権者と選定された後であっても同様とします。

- ① 申請書類に虚偽の記載をした者
- ② 応募に必要な資格を欠くこととなった者

(2) 申請の手続き

応募する者は、次の書類を提出してください。

なお、複数提出の場合は、原本のほかは写しで可能とし、書類については見やすくまとめて提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書（規則様式第1号） 1部
- イ 指定施設の管理運営に関する事業計画書（様式第2号） 10部
- ウ 指定施設の管理運営に関する収支予算書（様式第3号） 10部
- エ 法人の概要（組織や運営に関する事項）を記載した書類 10部
（法人の組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則またはこれらに準ずる書類）
- オ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれらに準ずる書類 10部
- カ 定款若しくは寄付行為の写し及び法人登記簿謄本（申請書を提出する日から3ヶ月以内に取得したもの）またはこれらに準ずる書類 10部
- キ 法人の役員の名簿及び略歴を記載した書類 10部
- ク 納税証明書 10部
応募者の所在地が置賜地域の場合は、市町長が発行する法人市・町民税の納税証明

書（直前事業年度のもの）、また、その他の地域の場合は、所管の税務署長が発行する法人税の納税証明書（直前事業年度のもの）とします。

- ケ 印鑑証明書 1部
- コ 指定施設の指定管理者の指定申請に係る申立書（様式第4号） 1部

(3) 留意事項

ア 接触の禁止

応募者は、審査委員及び本組合職員等プロポーザルの関係者に対して、本提案についての接触を禁じることとします。なお、接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。

イ 重複提案の禁止

提案は、応募1者につき1案とし、複数の提案はできないこととします。

ウ 提案内容の変更禁止

提案された書類の内容は、提出期限の令和5年10月25日（水）以降、変更することはできないものとします。

エ 提出書類等の取扱い

提出書類等は、原則として返却しないこととします。

オ 本組合が提供する資料の取扱い

本組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的では、使用できないこととします。

カ 応募の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとします。

キ 提出書類の著作権等

本組合が提示する設計図書等の著作権は、本組合及び設計者に帰属し、応募者が提出する書類の著作権は、それぞれ作成した者に帰属します。なお、プロポーザルにおいて公表する場合及びその他本組合が必要と認めるときは、本組合は作成した者の承認を得たうえで提出書類の全部または一部を使用できるものとします。また、提出された書類は作成者による特別な開示に関する記載がない限り、本組合に対する情報公開の対象文書となります。

ク 費用負担

応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とします。

ケ その他

期限を過ぎた提出は、一切受け付けないこととします。

9 経理に関する事項

利用料金制を採用することから、指定管理者は、本組合が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や各事業の収入などを自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料の支払い

本組合の指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準として、分割で支払うものとします。なお、支払時期や方法等は、協定において定めることとします。

(2) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営及び事業実施に係る経理事務を行うにあたり、会計帳簿書類及び経理規定を他の会計と分離して設け、本組合の要求がある場合には、経理書類を開示しなければならないこととします。また、当該事業に関して本組合の監査が受けられ

る体制を整えなければなりません。

(3) 管理口座

本事業に関連する出納管理は、法人自体の金融機関口座と異なる口座で管理することとします。

(4) 収入として見込まれるもの

ア 本組合からの指定管理料

「施設管理事業に係る経費見積額（人件費、事務費、管理費（燃料費、水道料、保守管理に関する経費等）、負担金（共益費等））」－「本組合からの指定管理料以外で収入が見込まれるものの見積額（利用料金＋事業からの収入＋その他収入）」

イ 利用料金

ウ 事業からの収入

エ その他の収入（条例第 17 条第 1 項に基づく収入）

10 選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者候補者の選定に係る審査には、提出書類による書類審査（1次審査）及びプレゼンテーションによる提案審査（2次審査）を行います。

(2) 書類審査（1次審査）

提出書類をもとに審査委員会において、非公開で書類審査を行います。

(3) 提案審査(2次審査)

プレゼンテーションによる提案審査を基に審査委員会において、非公開で候補者の選定を行います。

ア 採点

① 審査基準表に基づいて行うものとします。

② 提出書類を基本にプレゼンテーションを加味して行うものとします。

③ 採点に係る評価は、複数の提案をそれぞれ比較する相対評価とし、提案内容を各審査委員が点数化するものとします。したがって、点数自体は申請者の能力・技術力を測る絶対評価として用いるのではなく、あくまでも申請者相互の比較において付するものです。

イ 候補者の決定方法

候補者の選定にあたっては、各審査委員の審査点の総合計により順位を付し、総合計が最も高い者で、且つ、配点合計の6割以上の者を候補者とし、それらを満たす者が複数あったときは、全審査委員が投票にて候補者を決するものとします。

ただし、各審査委員の審査点の合計が配点合計の6割に満たない場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととし、その場合は、最上位団体のそれぞれの審査項目の中で改善を図ることができる部分について見定め、6割の基準を超えるよう団体に指導を行います。指導後、改めて、審査委員による再審査を行い、結果、6割の基準を超えた団体を選定することとします。

審査点		資格の有無	区分
配点合計(審査委員 8 名 各 100 点)	800 点		
配点合計 6 割以上	480 点以上	○	最上位団体は候補者
配点合計 6 割未満	479 点以下	×	最上位団体に指導

(4) 審査委員会

ア 審査委員会の役割

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、応募法人から提出された書類等を審査し、最優秀提案者の選定を行います。

イ 審査委員

審査委員会は、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）指定管理者審査委員会要領第2条で規定するものとします。

11 選定結果に関する事項

(1) 基本的事項

ア 選定結果の通知

選定の結果は、すべての申請者に通知します。

イ 選定結果の公表

選定を行ったときは、選定の経過及び結果を本組合ホームページで公表します。

(2) 公表の方法

候補者として選定した法人のみを実名で公表し、他の申請者及び審査委員は、アルファベットで表示します。なお、申請者のすべてから了解が得られた場合については、すべての申請者を実名で公表します。

12 リスク分担に関する事項

指定期間内における主なリスクについては、以下の負担区分によることとし、これ以外のリスク分担及び下記で協議事項とした内容については、協定書で定めることとします。

リスクが生じる原因		負担区分	
種類	内容	本組合	指定管理者
制度関連リスク	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更		協議事項
社会リスク	業務に起因する公害、生活環境阻害（騒音、振動等）		○
不可抗力リスク	風水害、地震等		協議事項
需要リスク	施設機能の一部廃止など本組合の事由による利用者数の減少	○	
	上記以外の事由による利用者数の減少		○
運営リスク	本組合の事由による業務内容、用途変更等に起因する管理・運営費用の増大	○	
	指定管理者の責めによる管理・運営費用の増		○
	本組合の協定内容の不履行	○	
	指定管理者の協定内容の不履行		○
施設等リスク	施設・機器等の管理上の瑕疵による損傷		○
	施設・機器等の上記以外の瑕疵による損傷	○	
	施設・機器等の管理上の瑕疵による事故		○
	施設・機器等の不備による事故		協議事項

13 賠償責任と保険の加入

(1) 賠償責任

指定施設の管理運営を行うにあたり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害を与えた場合は、国家賠償責任法第1条の規定により、施設の設置者である本組合が賠償責任を負うこととなります。ただし、本組合が負った賠償については、本組合が指定管理者に対して請求を行うことができることとなります。

(2) 保険の加入

指定管理者は、「全国町村会総合賠償補償保険」の内容を下回らない保険に加入しなければならないこととします。

【全国町村会総合賠償補償保険の加入内容】

(1) 賠償責任保険

・身体（1億円型）	（1名につき）	10,000万円
	（1事故につき）	100,000万円
・財物（2,000万円型）	（1事故につき）	2,000万円

(2) 補償保険 I型

・補償金額	死亡	200万円
	後遺障害	8～200万円
・医療保障保険	入院	1～15万円
	通院	1～6万円

14 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

本組合は、審査委員会の選定結果をもとに第1順位の交渉権者と協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て交渉権者を指定管理者に指定し、本協定を締結します。

また、協定は、指定期間5年間の基本協定の締結と、年度ごとの指定管理料等を定めた年度協定を締結するものとします。

なお、協定書の発効は、協定書を締結した日（令和6年1月上旬）とします。

(2) 協定内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 利用の許可に関する事項
- ウ 事業計画に記載された事項
- エ 利用料金に関する事項
- オ 本組合が支払うべき経費に関する事項
- カ 減免の取扱いに関する事項
- キ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク 事業報告等実績評価に関する事項
- ケ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- コ 情報公開に関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ リスク分担に関する事項
- ス その他本組合が必要と認める事項

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項が発生した場合には、本組合と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) 指定の取り消し等

正当な理由がないにもかかわらず協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定を取り消すことができます。

15 事業報告等及び実績評価に関する事項

本組合は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認し、評価するとともに、必要な措置を講じるものとします。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度ごとに事業報告書を作成し、4月末までに本組合に提出することとします。

(2) 事業報告の聴取

本組合は、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実地調査することができます。

(3) 実績評価の実施

本組合は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の仕様を確認するため、実績評価を行います。なお、評価項目や実施方法については、協定において定めるものとします。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

本組合は、実績評価の結果、指定管理者の業務が仕様を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対して必要な改善措置を講じるよう指示するものとし、それでも改善が見られない場合は、指定管理者を取り消し、または停止を命じることがあります。

16 関係法規の遵守

(1) 法令等について

本組合は、指定管理者が遵守しなければならない法令等の規定について周知を図るものとします。

ア 地方自治法、行政手続法ほか行政関連法規

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

ウ 置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例

エ 置賜広域行政事務組合情報公開条例

オ 置賜広域行政事務組合個人情報保護条例

カ 置賜広域行政事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例

キ その他関連する規定

(2) 特に注意すべき事項

ア 地方自治法

【第244条第2項】

正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

【第244条第3項】

住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 置賜広域行政事務組合個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報の委託処理等）

第10条 実施機関は、個人情報を取扱う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託したものが講ずべき措置を明らかにしておかなければならない。

2 実施機関から個人情報を取扱う事務又は事業を受託したものは、個人情報の漏えい等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託した事務又は事業に従事している者又は従事していた者は、その事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

17 その他

指定管理者は、協定を締結してから供用開始の時期まで、指定施設の事業計画、人員採用、各業務の習得等、開業の準備を行うものとします。準備とは、本組合が供用開始に向けて実施する内容についても含むものとします。

なお、指定期間前に行った準備作業に要する費用は、すべて指定管理者として選定された法人の負担とします。